

平成25年第12回教育委員会会議録

1 日 時

平成25年10月9日(水)

開会 10時00分

閉会 10時45分

2 場 所

教育委員会室

3 出席した委員

八重澤美知子委員長職務代理者、横山真紀委員、金田清委員、橋正徹委員、中村健一委員、木下公司教育長

4 説明のため出席した職員

村田潔教育次長、池廣嚴雄教育次長、平畠敏彦教育次長、表純一教育次長兼教員指導力向上推進室長、竹中功教育次長兼学校指導課長、金戸清外志庶務課長、齊田正活教職員課長、坂井芳子生涯学習課長、中川智夫文化財課長、森山喜博スポーツ健康課担当課長

5 委員長選挙の結果

委員6名による投票の結果、金田清委員を委員長に選任することに決定

6 議案件名及び採決の結果

議案第29号 石川県教育職員免許法令施行細則の一部改正について (原案可決)

議案第30号 平成25年度石川県優秀教員の決定について (原案可決)

7 報告案件

- 平成25年度いしかわマスター教員の決定について

8 審議の概要

・開会宣言

八重澤美知子委員長職務代理者が、開会を告げる。

・委員長選挙執行

委員6名による投票の結果、金田清委員を委員長に選任することに決定。

・会議の公開・非公開の決定

議案第30号及び報告事項は、人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び

運営に関する法律第13条第6項に基づき非公開とすることを、全会一致で決定。

・質疑要旨

議案第29号 石川県教育職員免許法令施行細則の一部改正について
(齊田教職員課長説明)

お手元の資料の1ページをご覧ください。

提案理由は、教育職員免許法の改正に伴い、幼稚園教諭免許状に係る所要資格の特例の適用を受ける者の教育職員検定の出願について、関係規定の整備を行うためございます。

改正概要については、2ページの概要をご覧ください。

今回の改正は、教育職員免許法の改正に伴い、幼稚園教諭免許状に係る所要資格の特例の適用を受ける者が教育職員検定を受けようとする際の提出書類について改正するものであります。この特例は、幼稚園教諭免許状を取得しようとする者が、保育士として一定以上の勤務経験を有する場合、必要な単位を軽減するものであります。

改正案のうち「実務に関する証明書」につきましては、特例の適用を受ける者が保育士として一定以上の勤務経験を有していることを証明するための様式として新たに追加するものです。

また、出願書類として、保育士証の写し等を新たに追加するものです。

施行年月日は、石川県公報に登載され、公布された日といたします。

3ページ以降が新旧対照表、5ページ以降が規則案となっております。

【質疑】

(金田委員長)

具体的にはどのようなことになるのか。

(齊田教職員課長)

平成27年4月から、認定子ども園において、保育教諭という資格が必要となる。保育士の免許と幼稚園教諭の免許の両方が必要となるので、そのうち、今まで保育士の免許しか持っていない者が、一定の勤務経験があれば、一部の単位を免除して幼稚園教諭の免許が取れる。簡単に言うと、そのための資格書類の形式を定めるということになる。単位数で言うと、59単位必要であるところが、実務経験がある者については、うち51単位が免除されることになる。

(中村委員)

国で決まって実施されることなのだから、我々としては、審議するというより、説明を受けるという方が正しいのではないか。我々がだめだと言うことではない。

(木下教育長)

規則改正なので、形式としては付議するということになる。国で決まった制度だが、様式を定めるという点の改正になる。

(金田委員長)
採決を行う。

(全委員)
異議なし。

(金田委員長)
以降の審議については非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第30号 平成25年度石川県優秀教員の決定について（非公開）
齊田教職員課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

報告事項 いしかわマスター職員の決定について（非公開）
齊田教職員課長が説明した。

- ・閉会宣言
金田委員長が、閉会を告げる。